

有効期間満了日 令和10年3月31日  
熊生環第254号  
令和4年3月28日

標的射撃を行う場所において都道府県公安委員会が危害防止上有効であると認める措置の認定について（通達）

見出しのことについては、別添警察庁通達「標的射撃を行う場所において都道府県公安委員会が危害防止上有効であると認める措置の認定について（通達）」（令和4年3月3日付け警察庁丁保発第41号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「標的射撃を行う場所において都道府県公安委員会が危害防止上有効であると認める措置の認定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。